

いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会事務局規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会会則（令和元年 8 月 20 日施行。以下「会則」という。）第 15 条第 3 項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、那須町教育委員会生涯学習課国体推進室内に置く。

(職員)

第 3 条 事務局に別表第 1 の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる那須町職員をもって充てる。

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員、臨時職員等を置くことができる。

3 前項の職員は、実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

(職務)

第 4 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員（前条の職員をいう。以下同じ。）を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第 5 条 職員の服務については、那須町職員服務規程（昭和 59 年那須町規程第 4 号）の例による。

第 2 章 決裁

(決裁事項)

第 6 条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

(1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。

(2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。

(3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。

(4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。

(5) 総会及び常任委員会の決定に基づく予算の執行及び契約の締結に関すること。

(6) その他実行委員会の事務に関すること。

(専決事項)

第 7 条 事務局長及び事務局次長は、別表第 2 に掲げる事項を専決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第 8 条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長が代決することができる。

- 2 専決権者が不在のときは、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第9条 文書には、「国那実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

- 2 決裁文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の専決を受けるもの 局長
- (3) 事務局次長の専決を受けるもの 次長

(文書の保存)

第10条 処理済の文書は、事務局において編さんし、事務局次長が別に定める期間保存しなければならない。

- 2 会則第19条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を那須町へ引き継ぐものとする。

(準用)

第11条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、那須町公文書等取扱規程（平成31年那須町訓令第1号）の例による。

第4章 公印

(公印)

第12条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体及び用途は、別表第4のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第13条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、那須町公印規程（昭和39年那須町規則第12号）の例による。

第5章 財務

(旅費及び費用弁償)

第14条 職員の旅費の額及びその支給方法については、那須町職員の旅費に関する条例（昭和44年那須町条例第10号）の例による。

- 2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、那須町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年那須町条例第9号）の例による。

(予算)

第15条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第16条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、会則第 17 条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第 17 条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第 18 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第 19 条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、那須町財務規則（平成 23 年那須町規則第 19 号）の例による。

第 6 章 補則

(委任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、実行委員会設立の日（令和元年 8 月 20 日）から施行する。

別表第1（第3条関係）

事務局長	生涯学習課 課長
事務局次長	生涯学習課 課長補佐兼国体推進室長
事務局職員	生涯学習課国体推進室 職員

別表第2（第7条関係）

事項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答、報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 非常勤職員、臨時職員等の任免に関すること。	○	
(3) 非常勤職員、臨時職員等の服務に関すること。		○
(4) 事務の分担に関すること。		○
(5) 出張命令に関すること。	実行委員会の委員等、事務局長、事務局次長、	事務局職員、非常勤職員、臨時職員等
(6) 工事又は製造の請負に関すること。	1件の予定価格が130万円以下のもの	
(7) 物品の購入、賃貸借、修理及び業務委託に関すること。	1件の予定価格が50万円以下のもの	
(8) 前2号以外の契約等に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(9) 予算の流用及び配当替えに関すること。	○	

別表第3（第8条関係）

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局職員のうち事務局長があらかじめ指名する者

別表第4（第12条関係）

名 称	寸法	書 体	使用区分
いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会会長印	方24mm角	かい書	会長名をもってする文書
いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会事務局長印	方20mm角	かい書	事務局長名をもってする文書